

公開シンポジウムへのいざない — 道徳教育の抜本的改善・充実に向けて —

司会・コーディネーター 押谷由夫（昭和女子大学）

現在、学校教育における道徳教育の抜本的改善・充実に向けて様々な取組がなされています。その中核に「特別の教科 道徳」の設置があります。道徳教育の抜本的改善・充実とは何なのか、また「特別の教科 道徳」はどのようなものであり、どのような取組が期待されるのかを中心にしてテーマを深めていただければと思います。

1. 「特別の教科 道徳」のねらいと目的をどのように捉えるか

まず、なぜいま「特別の教科 道徳」が設置されるのかについて話し合っていただければと思います。私見では、大きく3つあるように思います。

一つは、子どもたちの問題行動の多発・深刻化への対応です。このことをどのようにとらえるか。人間の本質からの対応が不可欠であるということだと思います。

二つは急激に変化する社会への対応です。それは、単なる対応ではなく日本の役割と責任を自覚してそれに応える対応をしていかなければなりません。つまり、グローバルな視点をもちながら主体的に生きる力の育成です。

三つは、改正教育基本法が求める教育目的の実現です。人格の育成が強調されその中核としての道徳性の育成が明確に示されています。つまり、道徳教育が教育の根幹に位置づくということです。

これらの課題に応えるのが「特別の教科 道徳」の設置を切り札とした道徳教育の抜本的改善・充実だと考えられます。

それらの話し合いを通して、「特別の教科 道徳」の設置のねらいや目的について議論を深めていただければと思います。

2. 「特別の教科 道徳」の設置で道徳教育がどう改善されるのか

改正学習指導要領では、道徳教育の目標は「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え（人間としての生き方を考え）、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」となっています。また、「特別の教科 道徳」の目標は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広

い視野から) 多面的・多角的に考え、自己の生き方(人間としての生き方)についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」()は中学校)となっています。

これをどのように捉えればよいのか。道徳教育は、自律的な道徳性を身につけることを目的とします。そのためには、自ら感じ(気づき)、考え、判断し、道徳的实践が行えるようになることが大切です。その要となる「特別の教科道徳」がどのような役割を果たせばいいのか。この目標吟味から、これからの道徳教育の方向性を話し合っただけであればと願います。

3. 「特別の教科 道徳」が設置されることで学校教育や教育課程がどのように改善されるのか

今回の学校教育法施行規則の改正によって、道徳が「特別の教科」という形で教育課程に位置付けられました。特別の教科の意味をどうとらえるか、それは道徳の特質ともかかわりますが、従来の教科とどう違うのか、教育課程全体においてどのように位置づけられるのかについて話し合っただけであればと思います。

さらに、次の教育課程の改訂では、「資質・能力」の育成をベースに改善を図ろうとしています。しかし、「特別の教科道徳」はどのような役割を果たすのかについても議論いただきたいです。これから生き抜く「資質・能力」の基盤に「道徳性」があり、それはすべての「資質・能力」をよりよい人格形成、よりよい社会の形成へと向かわせる原動力になると考えます。

4. 「特別の教科 道徳」の設置が教員養成や教育研究者養成にどのような影響を与えるのか

道徳教育の充実には、教員養成における道徳教育の重視や道徳教育研究者の養成が求められます。現在の教職免許法では、道徳教育に関する科目については一種免許では2単位、二種免許では1単位となっています。各教科は中学校の免許では教科専門の科目の単位が必要ですので、旧国立の教員養成大学では、原則として各教科ごとの講座があり、専門的に学べる体制が整っています。道徳教育においても、専門的に学べる講座やコースを設ける必要があります。また、その延長として大学院にも道徳教育講座やコースを設けての研究者養成が求められます。「特別の教科 道徳」の設置が、そこまでを視野に入れて道徳教育の抜本的改善・充実が図られることを願います。このような点についても議論を深めていただければと願います。

「特別の教科 道徳」は道徳教育と教育課程をどう変えるか －「実践力」を育む道徳教育に向けて－

西野真由美（国立教育政策研究所）

1. 「特別の教科 道徳」のねらいと目的

「特別の教科 道徳」設置の発端は、教育再生実行会議の提言（「いじめの問題等への対応について」2013年2月26日）である。この提言には、本来いじめ対策に資すべき道徳教育がその目的を果たしていない現状改革への強い意志がみられた。この問題意識は、中教審答申（2015年10月26日）にも引き継がれたが、問題をより広く捉え、改善の視点をこう示している。「児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められている」。

答申が示しているように、道徳の教科化は、いじめ問題を含め、子供が出会う様々な問題を解決していく力の育成を目指している。もちろんそこには、これまでの枠組みでは、こうした力が十分に育成されてこなかったという反省がある。答申はそれを踏まえて、「個人が直面する様々な事象の中で、状況を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、取り組めるようにしていくなどの改善」を求めている。

改革の中心にあるのは、「現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力」、すなわち広義の道徳的な実践力の育成である。これをなぜ「広義の」と言わねばならないのか。そこにこそ「特別の教科 道徳」の特質をどう捉えるかという根本的な問題がある。改訂学習指導要領は、「道徳の時間」の目標であった「道徳的実践力」という語を使用していない。本報告では敢えて、新教科で育成する「道徳的実践力」とは何かを明らかにしておきたい。

2. 「特別の教科 道徳」で道徳教育はどうか改善されるか

教科化決定は、新聞報道等では、教科へ「格上げ」などと報じられた。このような見方が学校や教員にもあったとすれば、教科としての位置付けは、学校の取組を制度面で支援し、温度差の解消にも貢献しうる。しかし、それだけなら、内容や方法は現状維持でよいことになる。新教科が「抜本的改革」を謳うのは、目標・内容・方法を資質・能力育成の観点から見直しているからである。

中教審答申は、新教科の目標について、「多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力」が重要であるとして、育成すべき資質・能力を明確化するよう提言、学習指導要領もこの提言を反映して改訂された。

この「抜本的改革」を最も端的に示すのは、教科の「目標」に「物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方を深める学習を通して」（中学校）として、多面的・多角的な思考力を育成する学習活動が明示されたことである。さらにその実現に向けた配慮事項として、「多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育む」ための討論を充実すること、学習を「振り返って考える機会」を設け、「多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生みだしていくこと」（中学校）、「問題解決的な学習」を取り入れることなどが示されている。

3. 「特別の教科 道徳」で学校教育や教育課程はどう改善されるか

日本の道徳教育を諸外国の取組と比較してみると、その最大の特徴は、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を中核となる学習時間を設置して進めていることである。学校には、各教科等における実践も含めた道徳教育の全体計画の作成が求められており、学校や地域の実態を考慮した重点目標の設定や学校外との連携も示すこととされている。道徳教育では学校主体のカリキュラム開発が可能であり、またそうすべきであると学習指導要領で明示されているのである。「特別の教科 道徳」はこのよさを最大限に生かすものでなければならない。

学校には様々な教育課題への対応が要請されているが、それらの多くは特定の教科ではなく、教科領域横断的な取組を必要としている。キャリア教育やESDのように、教育課程全体を「キャリア教育の視点」、「ESDの視点」で見直すことを求める教育課題もある。道徳教育は、教育活動全体での実践とそれらを「補充・深化・統合」する学習を位置付けている点で先駆的な取組であったと評価できるが、これまではその理念を実現する体制が整っていなかった。

改訂学習指導要領は、新教科で「現代的な教育課題」を取り扱い、「身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てる」としている。各学校が取り組んでいる重点的な教育課題と一体で道徳教育を展開することによって、学校主体のカリキュラム・マネジメントが本格的に機能していくことを期待したい。

4. 教員養成への影響

道徳の教科化で世の中から最も注目されているのは「評価」の問題である。学習指導要領は引き続き「数値などによる評価は行わない」としているが、「内面を点数化しなければならない」との誤解も見受けられる。また逆に、外見の行動を評価することで、よい子を演じさせてしまうのではとの懸念も見られる。

内面の評価でも行動主義的評価でもない、子供の成長の理解としての評価観を教員養成や現職教育において広めていくことは、結果として道徳教育に対する理解の裾野を広げることにつながると考えられる。

「特別の教科 道徳」（「道徳科」）の設置で 道徳教育や教育課程がどう変わるのか

谷田増幸（兵庫教育大学）

※あとの引用はすべて答申「道徳に係る教育課程の改善等について」（中央教育審議会，2014年）からのものであり，（ ）内はその頁数を示している。

1. 「道徳科」のねらいと目的をどのようにとらえるか

○「…（中略）…例えば，道徳教育の要である道徳の時間において，その特質を生かした授業が行われていない場合があることや，発達の段階が上がるにつれ，授業に対する児童生徒の受け止めがよくない状況にあること，学校や教員によって指導の格差が大きいことなど多くの課題が指摘されており，全体としては，いまだ不十分な状況にある。」（2頁）

○「特に，道徳の時間は，各教科等に比べて軽視されがちで，道徳教育の要として有効に機能していないことも多く，このことが道徳教育全体の停滞につながっているとの指摘もある。」（4頁）

○「また，今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは，いじめ問題への対応であった。児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で，道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められている。」（同上）

2. 「道徳科」が設置されることで，道徳教育がどう改善されるのか

○「(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する」(6頁)

○「(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する」
(9頁)

○「(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する」(11頁)

○「(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する」(14頁)

○「(6) 一人一人のよさを伸ばし，成長を促すための評価を充実する」(15頁)

3. 「道徳科」が設置されることで，学校教育や教育課程がどのように改善されるのか

○「このように道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は，適切なものであり，今後も引き継ぐべきと考え

る。」(3頁)

○「道徳の時間については、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となつて人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にはない側面がある。」(5頁)

○「とりわけ、道徳的実践の指導の充実を図る観点から目標や内容を見直した現行の学習指導要領における特別活動については、道徳教育において特に重要な役割が期待されるものである。」(5頁)

4. 「道徳科」の設置が教員養成や教育研究者養成にどのような影響を与えるのか

○「「特別の教科 道徳」(仮称)を担当する教員について、特に、中学校については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、将来的には専門の免許状を設けるべきとの意見があった。」(19頁)

○「また、大学の教員養成課程における道徳については、人間に対する理解を深めるとともに、教員としての指導力を身に付けるため、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要があり、現在、小・中学校に関しては、「道徳の指導法」の2単位、高等学校に関しては、履修が必須ではない状況となっている基準を見直し、道徳教育を専門的に学べるようカリキュラムの改善と履修単位数の増加を検討することが必要との意見があった。あわせて、各大学において道徳教育の指導に当たる教員の養成のためにも、大学における道徳教育に係る教育研究組織の改善・充実に向けた積極的な取組が期待される。」(同上)

5. 今後の改善が求められる事項

○「また、今回の審議では、小・中学校の道徳教育の教育課程を中心に検討を行ったが、本来、道徳教育は、人の一生にわたる人格形成に関わる課題であつて、就学前の幼児期、高等学校、特別支援学校などにおける道徳教育についても、一貫した理念に基づき、改善を図っていく必要がある。」(18頁)

○「また、高等学校段階は、一人一人が人生を歩んでいく上での手掛かりや内面的な基盤を確立する時期であり、哲学や宗教などに関する基礎的な教養を養うとともに、今日的な課題に関する多角的、批判的、創造的な議論の経験を重ねることなどが求められる。このことを通じ、国家及び社会の責任ある一員として必要な教養や行動規範などを身に付けていくことが期待される。」(19頁)

「特別の教科 道徳」の新設を中心とした 道徳教育の改善とこれからの教育課程

吉富芳正（明星大学）

1 今回の学習指導要領改正は、資質・能力の育成を重視するこれからの時代の教育の中核となる道徳教育の新たな在り方を示すものである

「特別の教科 道徳」の新設をはじめとする平成 27 年 3 月の学習指導要領の一部改正について、文部科学省「資質・能力検討会」の論点整理（平成 26 年 3 月）や中央教育審議会への諮問（平成 27 年 11 月）の内容を背景として考えると、社会の変化に主体的に対応して生きる資質や能力の育成を視野に置いて道徳教育全体を改善しようとしているところに着目することが重要ではないか。「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」（小学校）という道徳教育の新たな目標には、これからの時代における道徳教育観が示されていると考える。そこからは、道徳的価値について受身で受け継ぐというより、広く深く考え自らのものとし、それらを支えに自分の人生を切り拓くとともに複雑で困難な多くの問題の解決に協働して取り組もうとする人間の育成を目指そうという趣旨を汲み取ることができる。「特別の教科 道徳」の目標で、道徳的な判断力が第一に掲げられていることも、このようならえ方に合致する。

「特別の教科」を新設しこれを要とすることで道徳教育の改善を鮮やかに力強く進めることができる。道徳の時間を維持したままでは、これまで長年にわたって構築してきた考え方や説明などを必要に応じて転換することは難しいであろう。「道徳」の名称は残ったけれども、それが変わってよいくらいの極めて大きな改善であることを認識することが重要である。

2 道徳教育がわかりやすくなったことにより、各学校、各教師が自信をもって取組を工夫できるようになる

今回の改善により、道徳教育全体がわかりやすくなった。例えば、これまで多くの要素が入り過ぎて難解だった道徳教育の目標が整理され、簡潔かつ明瞭になった。「特別の教科 道徳」の目標も、ここで何をすべきなのかが理解しやすい。また、内容について、例えば「善悪の判断、自律、自由と責任」といったようにキーワードが示されたので、端的にイメージできるようになった。さらに、「特別の教科 道徳」について、問題解決的な学習や道徳的行

為に関する体験的な学習などの例示によって指導方法の幅が広がった。

学習指導要領がわかりやすくなるということは、それを踏まえて教育活動を計画し実践する教師にとって様々な工夫を考えやすくなるということである。やるべきことが明確になれば、教師は自信をもって指導に取り組むことができる。

さらに、「特別の教科 道徳」においては、民間発行者の創意工夫が生かされた検定教科書が教師の取組を支えるであろう。平成元年に生活科が新設された際、その普及と定着に教科書が大きな役割を果たした。この経験も生かし、「特別の教科 道徳」の教科書の具体的な在り方については、今後工夫を進めていく必要がある。

これらのことから、これまでに比べれば、「特別の教科 道徳」を中心にして道徳教育は充実することが予想される。

3 「特別の教科 道徳」の新設を教育課程の改善の契機にする

「特別の教科 道徳」の新設を中心とした道徳教育の改善を、これからの時代に必要な資質や能力の育成を目指し、ともすれば固定的、分離的になりがちな教育課程の枠組や内容の変革を全体の一貫性をもって進めていく契機としてはどうか。具体的には、教育課程上、「知・徳・体」の育成についてそれぞれ「要」となる「教科」が存在しつつ、教育活動全体を通じて教育を行うという構造を基本とし、各教科等の役割と相互の関連性を一層明確にすることが重要であると考えられる。

これから育成が求められる汎用的な資質や能力については、「知」の面だけにとどまるのではなく、「徳」や「体」の面と大きく関わっている。次の学習指導要領においては、各教科等を貫いてその育成の手立てを明確に位置付けることが必要である。

4 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の理論や実践についての幅広い研究の展開と、その成果の教員の研修や養成への還元が求められる

「特別の教科 道徳」をはじめとする道徳教育の改善を実際に成功させるためには、教員の研修や養成における道徳教育の扱いを充実することが必要である。それは、制度を整え行政的な施策や指導を行うだけでは十分ではない。多くの研究者が道徳教育に関心をもち研究と交流が盛んに行われることや、すべての地域で学校における実践的な研究が展開されその成果が共有されることが期待される。制度的、行政的な手立てと様々な分野の関係者による主体的な取組とが相まって、道徳教育の充実は支えられていくことになる。